## ご契約の際ご注意いただきたいこと

## 共済朋間と補傊の開始時期について



引受条件について
被共済者は申込日現在において，健康で，かつ，正常に就業または日常生活を営んでいる方とします。また，当組合がおらきき受けする共済契約は，

出資金について



## 共済掛金の払这方法

－共済掛金の払い込み方法は，ご契約時にで指定いただく金融嘰関の口座から，口座振替によりお払い込みいただきます。


 －分割払契約の場合の振替開始日は，責任閂始月の17日（金融機関等が休


舞金等をお支払いするときたは，1年分の共琺

共済金をお支払いできない主な場合


－被共济者が法令に定められたた運転資格を持たないで自動車等を運転し ている間，酒に醉つた状態で自動車等を連転している間，麻䈙•大麻・あ へん・覚せい剤・シンナー等の影翌により正常な運転かできなないおそれ のある状態て自動車等を逑転している開の事故





用している間の䳡害（ただし，当組合かか補偵するべき傷害を除きます）疾病死亡食見舞金は，当組合の各種商品の死亡共済金が支払われる方，ま たは60歳以上の方，加入後1年末満の方，申込日現在において重要な疾


クーリングオフについて
 ものに関しては対象外になります。傷害共济は，共済期間が1年となって おりクーリングオフの対多外となりますのであらがいめてて承ください。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

## 通知燨務

この商品について，契約者，被共済者は，共済契約絲結後に被共済者の職業またはは䮵務を変更した場合は，暒带なく，ご通知いただく義務（通知盖



共済掛金の払込䐓日等の取扱い
 の振替日に翟月分と合わせて2か月分の共济掛金の口座振替を行います。 2か月分の口座癋替か「不能の場合には，その不能となったた月の㸷月の振
能月の前月末日にさかのほり効力を失うものとします。

## 

## 内容を変更させていただくことがごいます



## 共済金をお支払いする事由に該当したとき

すみやかに取扱代理店または当組合にこ連絡ください。共済金請求の手続きにつきまして詳しくこ案内いたします。
※共済金を請求するる権利は共済金諎求の権利か発生した日の翌日からそ の日を含めて3年を経過したとき，消隇します。

## 共済契約の失効•解除について

以下の1つに該当した場合はご契納が失効またには解除となります。
被共斎者が死亡，または後造障豈第 1 級に該当した場合


- 共济掛金が所定の期日までに払い込みされない場合
- 被共済著が，被共済者の資格に違反してご加入したことが判明した場合

お届けする共済契約証書は内容をご碓誯のうえ，大切に保管してください


すべてのケガが対象なので安心です
－補償期間が災害発生日から 1 年間ですので，治療に専念できます。 －傷害による死亡から後遺障害•入院•通院•往䚲補偵まで幅広く支払われます。

TEL（027）254－5711 TEL（027）254－5711
TEL（027）254－2755



䛧かかと安心した未来のためかに
ぐんま共済協同組合

－補償の開始時期は，共済掛金（分割払いの場合は，初回共済掛金）を払い込んだ月の1日午前零時となります。

○共済期間は1年間です。
（継続をしない旨のご連絡がない場合は，更新継続されます。）

この共済は，偶然の事故により，被共済者が死亡された場合，所定の後遺障害が生じた場合及び所定の入院•通院•往診をされた場合に共済金をお支払いします。

| 補償の内容 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 契約の種類 <br> 補償内容 |  |  |
| 1 傷害死亡（事故発生日から180日以内） | 200吅 | 400万円 |
| 2 後遺障害 | 200 $7_{\text {万閏 }}$ | 400～14万円 |
| 3 入院（180日限度•1日につき）＊事故発生の日から |  |  |
| 入院（181日以降•1日につき）365日限度 | （181日成源） $1,000_{\text {¢ }}$ |  |
| 4 通院（事故発生日から365日限度•1日につき） | $1,000_{\text {¢ }}$ | 2，000 ${ }_{\text {¢ }}$ |
| 5 往診（事故発生日から365日限度•1日につき） | 1，000円 | 3，000円 |
| 6 疾病死亡見舞金 | 30 万円 | 30 万円 |



○共済掛金と払込方法
1．共済掛金
（1）基本掛金

| 職業•職務 種別掛金 | 年額（一括） |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | S 型 | W 型 |
| －般 | 7，500 ${ }_{\text {¢ }}$ | 14，000 ${ }_{\text {f }}$ |
| やや危険 | $11,000_{\text {m }}$ | 21，000 ${ }_{\text {f }}$ |
| 危険 | $15,000_{\text {m }}$ | 30，000 ${ }_{\text {f }}$ |

## （2）団体契約

－括払いで10人以上の団体奜約につきましては下表のとおり割引率を適用します。

| 加入者数 | 10 人以上 | 20 人以上 | 50 人以上 | 100 人以上 | 500 人以上 | 1,000 人以上 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 割引率 | $3 \%$ | $5 \%$ | $10 \%$ | $13 \%$ | $15 \%$ | $20 \%$ |


 （3）分割契約

一契約でS型5人以上，W型3人以上の契約は，年12回の分割払いもご利用いただけます。分割払いの月掛金は下表の通り

| コース | S 型 |  |  | W 型 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | やや危険 |  | 般 | やや危険 | 危 俛 |
| 5人（3人）～19人 | 670 ${ }_{\text {m }}$ | 980 ${ }_{\text {m }}$ | 1，340 ${ }_{\text {¢ }}$ | 1，250 ${ }_{\text {m }}$ | 1，870 ${ }_{\text {¢ }}$ | 2，680 ${ }_{\text {m }}$ |
| 20人～49人 | $660{ }_{\text {m }}$ | 960m | 1，310 ${ }_{\text {¢ }}$ | 1，230 ${ }_{\text {m }}$ | 1，830 ${ }_{\text {¢ }}$ | 2，620 ${ }_{\text {п }}$ |
| 50人～99人 | 620 ¢ | 910 m | 1，240 ${ }_{\text {m }}$ | 1，160 ${ }^{\text {m }}$ | 1，740 ${ }_{\text {¢ }}$ | 2，480 |
| 100人以上 | $600{ }_{\text {m }}$ | 880 m | 1，200 ${ }_{\text {f }}$ | 1，120 ${ }_{\text {m }}$ | 1，680 ${ }_{\text {m }}$ | 2，400m |

2．共済掛金の払込方法
この商品の共済掛金の払込方法は，こ契約時にこ指定いただく金融機関の口座から，口座振替によりお払い这みいただきます。
－年一括払契約の場合の振替開始日は，責任開始月の17日（金融機闌等が休日の場合には翌営業日）に初回共済掛金を振り替




## 「偶然な事故によるすべてのケガ」がお支払対象になります。



